

障がい者成年後見制度の

利用費用助成申請の流れ

申請者：本人・成年後見人・保佐人・補助人

① 報酬付与審判

家庭裁判所に後見等報酬付与の申立及び後見等事務報告を行ない、報酬付与審判を受ける。

② 申請

「多摩市障がい者成年後見制度報酬費用助成申請書」「多摩市障がい者成年後見制度審判請求費用助成申請書」に必要書類を添付し、申請してください。

* 審判請求費用助成は、審判請求の翌日から起算して60日以内が申請期限です

* 報酬費用助成は、報酬付与審判があった日の翌日から起算して60日以内が申請期限です

<多摩市 >

申請書等の審査を行ない、「多摩市障がい者成年後見制度審判請求費用助成交付・不交付決定通知書」にて、結果を通知いたします。

③ 請求

助成金交付決定者は、「多摩市障がい者成年後見制度審判請求費用助成金請求書」を提出してください。

<多摩市 >

請求書を確認後、指定された本人名義又は成年後見人等の管理下にある口座に助成金をお振り込みいたします。

【申請書に添付していただく書類】

<審判請求費用>

- ① 審判請求の内容が確認できるもの
- ② 金銭出納簿、領収書の写しその他審判請求にかかわる費用が確認できるもの
- ③ 財産目録の写しそのほか資産状況が確認できるもの
- ④ 給与または公的年金の源泉徴収の写しその他の収入状況が確認できるもの
- ⑤ 住民票の写し
- ⑥ 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている場合にあっては、そのことが確認できるもの
- ⑦ 代理人又は成年後見人等が申請する場合にあっては、代理人又は成年後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<報酬費用>

- ① 成年後見人等の登記事項証明書
- ② 財産目録の写し
- ③ 収支状況報告書の写し
- ④ 報酬付与審判の審判書謄本の写し
- ⑤ 住民票の写し
- ⑥ 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている場合は、そのことが確認できるもの
- ⑦ 助成対象者が属する世帯構成員全員の市民税が非課税であることを証明できるもの
- ⑧ 助成対象者が属する世帯構成員全員の年間収入額及び資産状況が確認できるもの
- ⑨ その他必要な書類がある場合は、別途提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

お問合せ・申請書等郵送先

多摩市役所 健康福祉部 福祉総務課（成年後見担当）

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1

TEL：042-400-0868 FAX：042-337-7660